

後見制度支援預金商品概要書

奄美大島信用金庫

1. 商品名	あましん後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	・成年（未成年）後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の新規契約に係る「指示書」の交付を受けたお客様。
3. 種類	普通預金 または 普通預金無利息型（決済用預金）
4. 取扱店	・全店 <<注意>> ・指示書に基づく取り引きは、口座開設店の窓口のみ取り扱います。
5. 期間	期間の定めはありません。
6. 預入 (1) 口座開設 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（契約締結）」に基づき口座開設いただけます。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（追加預入）」に基づきお預け入れいただけます。 ※お預け入れの都度、「指示書（追加預入）」のご提出が必要となります。 ・1 円以上（上限金額なし） ・1 円単位
7. 払戻方法	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（払戻し）」に基づき払い戻しいただけます。 ※払い戻しの都度、「指示書（払戻し）」のご提出が必要となります。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利（毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。） ・毎年2月と8月の当金庫所定の日に利払いします。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。

9. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・マル優（非課税）のご利用はできません。 ・2037年12月31までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。																					
10. 口座開設手数料	11,000円（税込）																					
11. 付加できる特約事項（定期定額送金）	・家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき、「あましん自動振込サービス」をお申し込みいただくことで、後見支援預金から当金庫の成年後見制度利用の普通預金へ毎月、定額を送金できます。 ※別途、契約・変更手数料と振込手数料が下記のとおりかかります。 <table><tr><td colspan="2">契約・変更手数料</td><td>1,100円</td></tr><tr><td colspan="3">振込手数料</td></tr><tr><td rowspan="2">店内</td><td>5万円未満</td><td>55円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>110円</td></tr><tr><td rowspan="2">本支店</td><td>5万円未満</td><td>110円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>220円</td></tr><tr><td rowspan="2">他行</td><td>5万円未満</td><td>275円</td></tr><tr><td>5万円以上</td><td>440円</td></tr></table> ※ 指示書による振込額の変更でも変更手数料がかかります。	契約・変更手数料		1,100円	振込手数料			店内	5万円未満	55円	5万円以上	110円	本支店	5万円未満	110円	5万円以上	220円	他行	5万円未満	275円	5万円以上	440円
契約・変更手数料		1,100円																				
振込手数料																						
店内	5万円未満	55円																				
	5万円以上	110円																				
本支店	5万円未満	110円																				
	5万円以上	220円																				
他行	5万円未満	275円																				
	5万円以上	440円																				

1 2 . 口座の解約について	下記のいずれかに該当する場合は口座開設店にて解約を行います。 ・家庭裁判所から交付を受けた「指示書（解約）」に基づき解約する申し出があった場合。 ・口座の残高が 1 回の定期定額送金の金額に満たなかった場合。 ・預金者が法定後見制度の適用外となった場合。 ・預金等共通規定 8 .（解約等）に定める預金の解約を行う場合。 ・法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な 提供が困難であると判断した場合。
1 3 . 中途解約時の取り扱い	—
1 4 . その他参考となる事項	・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。 保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・すべてのお取引引きは、家庭裁判所の「指示書」に基づく取り扱いとなります。 ・「指示書」の交付申請は、成年被後見人・未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキング、テレホンバンキングのご契約はできません。 ・後見支援預金への振込はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・総合口座のお取扱いはできません ・後見支援預金のみのお取引引きはできません。 同一店舗に成年後見制度の届出普通預金口座（後見人が管理する被後見人の口座）が必要です。 ・当預金は当金庫被後見人名義（後見人が管理している口座も含む）の他の預金と合算して 1 0 0 0 万円とその利息が預金保険制度の適用の対象となります。 ・普通預金無利息型（決済用預金）をご利用の場合は

	当預金の残高全額が預金保険制度の適用の対象となります。 ・現金でのお支払いはできません。(管理口座への振替となります) ・金利については、窓口へご照会ください。 ・通帳の再発行時には所定の再発行手数料がかかります。 ・解約金を振込で処理する場合は、所定の振込手数料がかかります。
15. 口座開設のお手続きに必要なもの	①指示書（契約締結） ②後見人および被後見人のご本人確認書類（原本） ③後見人および被後見人のご印鑑 ④登記事項証明書（または審判書および確定証明） ⑤印鑑証明書 ⑥商業登記簿謄本（後見人が法人の場合） ※当金庫にて成年後見制度をご利用されているお客さまについては、上記④～⑥の書類は不要です。 詳しくは窓口にお問い合わせください。
16. 苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（受付時間 9 時から 17 時 電話 0997-52-3211）で受け付けています。
17. 紛争解決措置	・鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、および、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）へお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。